

- 2 前項の規定によりこの契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。ただし、
契約保証金を納付していないときは、受注者は委託料の100分の5に相当する金額を違約
金として発注者に納付しなければならない。
- 3 受注者が、この契約に定める条項に違反した場合で、契約を解除するまでに至らなかつた
ときは、発注者は、受注者に支払うべき委託料を減額して支払うことができる。この場合に
おける減額の割合については、発注者の認定によるものとし、受注者はこれに異議を申し立
てないものとする。
- (暴力団関与の場合の解除権)
- 第15条 発注者は、受注者が、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなくこ
の契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があつても、発
注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員
又はその支店若しくは常時物品等供給契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項に
おいて同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認め
られるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力
団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認め
られるとき。
 - (3) 役員等又は使用人が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損
害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与す
るなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認め
られるとき。
 - (5) 役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難される
べき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。
 - (7) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第6号までのいずれかに該
当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (8) 受注者が、第1号から第6号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の
相手方としていた場合（第7号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該
契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかつたとき。
- 2 前項の規定により発注者がこの契約を解除した場合は、受注者は委託料の10分の1に相
当する金額を違約金として発注者に納付しなければならない。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているとき
は、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- (談合その他不正行為の場合の解除権)
- 第16条 発注者は、受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員を含む。第20条にお
いて同じ。）又は受注者の使用人（支店若しくは営業所（常時物品等供給契約を締結する事務
所をいう。）を代表する者で役員を除く。第20条において同じ。）がこの契約に関し次の各
号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく契約を解除することができる。
- (1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定した
とき。
 - (2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「獨
占禁止法」という。）第3条、第6条又は第19条の規定に違反したことに対する同法第4
9条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかつた場合にあっては、同法第62
条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。
- (受注者の解除権)

し、
約
つた
合に
し立

くこ
、発
役員
員に
号)
と認

暴力
忍め
こ損
与す
忍め
れる

こ該
約の
当該
に相

とき

にお
事務
の各
した

「独
第4
62

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事前に通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 第11条第1項の規定により、発注者が履行を一時中止させる場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
 - (2) 第11条第1項の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、当初の委託料の2分の1以下に減少することとなるとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(損害賠償責任)

第18条 受注者は、この委託業務の実施に当たり、受注者の責めに帰すべき理由により、発注者(発注者の財物を含む。)に損害を与えたときは、発注者に対し、損害賠償の責めを負うものとする。

2 受注者は、受注者の責めに帰すべき理由により、第三者(発注者の職員を含む。)の身体又は財物に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第19条 受注者は、次に掲げる場合に起因する損害については、賠償の責めを負わない。

- (1) 天災事変、暴動その他不可抗力による場合
- (2) 建造物、施設若しくは物品(以下「建造物等」という。)自体の瑕疵又は建造物等に係る発注者の管理の瑕疵に基づく場合
- (3) 受注者がこの委託業務の実施中に、発注者(発注者の職員を含む。)の故意又は過失により第三者の身体又は財物に損害を与えた場合

(談合等に伴う損害賠償)

第20条 受注者は、受注者又は受注者の使用人がこの契約に関し第16条各号のいずれかに該当したときは、同条の規定による契約の解除の有無又は業務の完了の有無にかかわらず、発注者に対する損害賠償として委託料の10分の1に相当する額を支払わなければならない。

2 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する損害賠償の額を超える場合においては、当該超過分について発注者が受注者に請求することを妨げるものではない。

3 第15条第3項の規定は、第1項の賠償金(第16条の規定による解除があった場合に限る。)について準用する。

(違約金等の徴収方法)

第21条 発注者は、この契約に基づき受注者から違約金等を徴収することができるときは、受注者に支払うべき委託料から控除し、なお不足額があるときは、これを受注者から追徴することができる。

(業務従事者損害の負担)

第22条 委託業務の実施に当たって、受注者の従事者等が損害を受けたときは、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由によるときは、この限りでない。

(施設等の供与)

第23条 発注者は、受注者が委託業務を実施(処理)するに当たり、必要と認める範囲の施設及び物件等を受注者に無償で供与するものとする。

2 発注者は、受注者が委託業務を実施(処理)するために直接必要とする電力、用水等があるときは、受注者に無償で供給するものとする。

3 受注者は、前2項に規定するものを除き、この委託業務を実施するために必要な費用をすべて負担するものとする。

(解除等に伴う措置)

第24条 この契約が解除され、又は契約期間が満了したときは、受注者は、発注者の指定する期間内に、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、発注者が受注者と再度この委託契約を締結したとき、又は発注者が措置する必要がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 発注者から供与された施設及び物件等があるときは、速やかに原状に復して、発注者に